

幕別町社会福祉協議会
第3・4期地域福祉実践計画
(平成24年度～平成31年度)

第4章実施計画 改定版

平成27年3月

社会福祉法人 幕別町社会福祉協議会

◇はじめに

平成24年度からスタートした「第3・4期地域福祉実践計画」（平成24年度～平成28年度）は、「ともに支えあう、安心・安全・福祉のまちづくり」を基本目標として、推進3年目の中間年を迎えました。

地域福祉実践計画は、計画を策定することが本来の目的ではなく、平成23年3月に幕別町が策定した「幕別町地域福祉計画」（平成22年度～平成26年度）の行動計画として、策定された計画を実現していくことによって地域福祉を推進させていくことが、この計画の目的であります。

これまで、その結果を次年度の事業計画や予算に反映させるため、単年度ごとに事業計画の進捗状況を点検・評価してまいりましたが、このたび、平成27年度から平成31年度を計画期間とする「第2期幕別町地域福祉計画」が策定されたことから、同計画との整合性を図るために、「第3・4期地域福祉実践計画」のうち、「第4章 実施計画」について必要な見直し・追加を行います。

平成27年3月

社会福祉法人 幕別町社会福祉協議会
会長 清水 雅

◆「第4章 実施計画」の見直し・追加

| 平成22年度～平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|----------------------------------|---------------------------------|--------|-----------------------------|--------|-------------|
| 幕別町地域福祉計画 (平成22年度～平成26年度) | 第2期幕別町地域福祉計画 (平成27年度～平成31年度) | | | | |
| 第3・4期地域福祉実践計画 (平成24年度～平成28年度) | | | 地域福祉実践計画 (平成29年度～平成31年度) | | |
| 【H24・H25評価済】 | | | 【H26～H28見直し】 | | 【H29～H31追加】 |

第4章 実施計画 (見直し・追加)

基本計画1 地域の課題を発見・共有し、解決するための仕組みづくり

1 多様な方法による安定・継続した住民ニーズの把握

近年の社会情勢の変化や福祉ニーズの多様化、さらには各福祉分野での制度変更などにより、それに対応するための施策の充実や仕組みづくりが求められています。

地域においては、公的な福祉サービスでは対応できない生活課題や地域で生活している人にしか見えない地域の生活課題が顕在化しているため、関係機関との連携を図りながら、多様な方法により地域に潜在化するニーズの把握に努めます。

| 実践項目・事業名 | 事業内容 | 事業区分 | 年次計画 | | | | | 追加計画 | | |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------|------|------|----|----|----|----|------|----|----|
| | | | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| ① 住民に対する福祉に関する意識調査の実施※ | 地域住民の地域福祉に関する意識の変化や社会情勢の変化に対応するため、新しい地域福祉実践計画策定に向けて、住民意識調査を実施します。 | 単独新規 | | | | | ○ | | | ○ |
| ② 社協実施事業からのニーズの把握 | 心配ごと相談や在宅福祉サービスなど社協が実施する各事業を通して、ニーズの把握に努めます。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ③ 福祉関係団体との連携による課題とニーズの把握 | 高齢者や障がい者など当事者で組織される福祉関係団体への協力・支援などの連携の中で、課題とニーズの把握に努めます。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

※①住民に対する意識調査は、次期計画の策定に向けて、町と連携して平成31年度に実施する。

2 ひとり暮らしの高齢者等の見守り体制の整備

少子高齢化が急速に進む中で、核家族化が進行し、高齢者のみの世帯、とりわけひとり暮らしの高齢者の増加が見られる一方、高齢者の孤立化、ひきこもりに加え、孤独死などの社会問題が増加しているため、関係機関と連携を図りながら、ひとり暮らしの高齢者等の見守り体制のさらなる充実に努めます。

| 実践項目・事業名 | 事業内容 | 事業区分 | 年次計画 | | | | | 追加計画 | | |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|------|------|----|----|----|----|------|----|----|
| | | | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| ① お元気ですか訪問 | 家に閉じこもりがちな、ひとり暮らしの高齢者に対し、顔を合わせて話をする「交流」の機会を確保していくために、自宅を訪問し、日常会話を交わしながら高齢者の孤独感の解消を図ります。 | 受託継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ② 食の自立支援サービス事業 | 食事の調理の困難なひとり暮らしの高齢者の方等に栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行います。 | 受託継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ③ 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業 | 高齢者の方々が自立した生活を営むことができるよう、生活援助員を配置し、各種相談の対応や安否確認などを行います。 | 受託継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ④ 忠類住居提供事業※ | ひとり暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯で、居宅において生活することに不安のある方に、一定期間住居を提供し、生活援助員を配置して、各種相談の対応や安否確認などを行います。 | 受託継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| ⑤ 地域包括支援センター等関係機関、団体との連携※ | 地域包括支援センターや民生委員児童委員協議会などの関係機関、団体と連携し、ひとり暮らし高齢者等の見守り体制の充実に努めます。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

※④忠類住居提供事業は、平成27年度から幕別真幸協会が受託するため、計画から除外する。

※⑤ひとり暮らし高齢者等の見守り体制の充実に努めるため、関係機関と連携し、孤立死の防止に向けた安否確認体制の整備を推進する。

3 高齢者が気軽に集うことができる「地域サロン」等の整備

現在の地域社会は、家庭を取り巻く環境が大きく変化し、地域における人と人とのつながりが希薄となり相互扶助機能が低下してきています。このような状況の中、身近な生活ニーズに対応するため、住民が主体的に福祉に参加し、地域における「新たな支えあい・共助」の領域を拡大・強化することが求められています。

このため、地域全体が家族のように助けあい、支えあうという、地域社会の基礎となる住民同士の円滑な関係づくりを図るため、住民による「地域サロン」や小地域福祉活動の仕組みづくりの検討など、住民が主体的に福祉に参加する地域福祉活動の推進に努めます。

| 実践項目・事業名 | 事業内容 | 事業区分 | 年次計画 | | | | | 追加計画 | | |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|----|----|----|----|------|----|----|
| | | | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| ① 住民による「地域サロン」の推進 | 地域において住民やボランティアが主体となって自主的に運営し、地域で生活している方々がふれあいを通し仲間づくりの輪を広げ、生きがいづくりや社会参加を促進する拠点づくりを目的に実施する「地域サロン」に対し、運営費の助成などの支援をするとともに、地域サロンの普及促進に係る啓蒙普及やボランティア等の人材育成のための研修会の開催など、「地域サロン事業」の普及促進に努めます。 | 補助新規 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ② 小地域福祉活動の仕組みづくりの検討 | 住民の方が住んでいる日常生活圏域の小地域において、住民間の交流や助けあいによる「つながり」ができる仕組みづくりを住民主体で住民参加によって行う「小地域福祉活動」の仕組みづくりを検討します。 | 単独新規 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ③ いきいきエンジョイ教室の開催（幕別地区） | 家に閉じこもりがちな方を対象に、近隣の公共施設に参集していただき、参加者の希望に応じて健康体操や趣味活動等を行ない、地域との連携の中で高齢者の社会参加を促進します。 | 受託継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ④ 昼食交流会の開催（忠類地区） | 家に閉じこもりがちな方を対象に、ふれあいセンター福寿に参集していただき、ボランティアの方たちが作る昼食やゲームなどで交流を行い、地域との連携の中で高齢者の社会参加を促進します。 | 受託継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

4 防災並びに災害時要援護者支援体制の整備

防災について、行政、社協、住民がそれぞれ担うべき役割を確認し、防災の備えや災害時に迅速な対応ができる体制の整備が必要となっています。

このため、台風や地震などの自然災害が発生した場合、災害時要援護者に対する支援活動が的確かつ迅速に実施できるよう、社会福祉協議会の災害時における対応マニュアル等を整備し、行政や関係団体と連携し、自力避難が困難な方の安否確認や災害時ボランティア活動などの支援体制づくりを推進します。

| 実践項目・事業名 | 事業内容 | 事業区分 | 年次計画 | | | | | 追加計画 | | |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------|------|------|----|----|----|----|------|----|----|
| | | | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| ① 防災意識の啓蒙普及 | 行政担当者（防災・福祉）との情報交換を行い、要援護者やその家族及びボランティア等関係者への防災意識の啓蒙普及に努めます。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ② 社協の災害対策マニュアルの整備 | 社協災害対策マニュアルを整備し、災害発生時における社協の役割と対応について明確にします。 | 単独新規 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ③ 災害時支援ボランティアの育成と登録 | 町や日本赤十字社などの関係機関と連携をし、災害時支援ボランティアの育成と登録の促進を図ります。 | 単独新規 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ④ 災害時ボランティア活動体制の仕組みづくりの推進※ | 災害ボランティアセンターの設置時の組織・機能の検討や設置・運営マニュアルの作成など災害時ボランティア活動体制の仕組みづくりを推進します。 | 単独新規 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

※④災害時ボランティア活動体制の仕組みづくりを推進するため、町が作成する「避難行動要支援者名簿」を活用し、災害時におけるボランティアの支援体制を整備する。

基本計画2 住民一人ひとりの生活課題を受け止め、解決していくための仕組みづくり

1 要援護者やその家族への日常生活支援体制の整備

高齢者福祉や障がい者福祉においては、住みなれた地域で自立した生活を送ることが求められており、在宅サービスの充実や家族介護者への支援がますます重要となってきました。

このため、サービスの充実だけでなく、利用者の立場に立ったサービスを提供できるよう職員の資質向上を図り、質の高いサービスの提供に努めます。

| 実践項目・事業名 | 事業内容 | 事業区分 | 年次計画 | | | | | 追加計画 | | |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|------|----|----|----|--------|------|----|----|
| | | | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| ① 介護用品等給付事業※ | 在宅において重度の介護を必要としている方を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、介護を受けている方の在宅生活の支援を図ることを目的に、介護用品等の購入に係る費用の一部を助成します。 | 共同継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ⊖ △ | | | |
| ② 在宅介護者の集い事業 | 日頃の介護体験などを話し合い、介護者相互の交流の機会を提供し、介護者の心身の元気回復を図ることを目的に日帰り旅行などを活用して在宅介護者の集いを実施します。 | 共同継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ③ 日常生活自立支援事業の推進※ | 認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な人の権利を擁護し、福祉サービスの利用援助、日常生活の相談や金銭管理などの援助を行うことで、安心して生活できるよう支援します。 | 単独新規 受託新規 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ④ 法人後見事業の検討※ | 認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が必ずしも十分でない人の権利や財産を守るため、成年後見制度における法人後見事業の実施について検討します。 | 単独新規 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

※①介護用品等給付事業は、平成27年度中に費用一部助成の廃止に向けて町と協議する。(H28:△)

※③日常生活自立支援事業は、平成26年度から道社協委託事業として実施する。

※④平成27年度中に成年後見支援センター(仮称)を開設し、法人後見事業として、町が設置予定の後見実施機関の運營業務を受託する。(市民後見人の養成、成年後見制度の周知と相談・支援等)

| 実践項目・事業名 | 事業内容 | 事業区分 | 年次計画 | | | | | 追加計画 | | |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|----|----|----|----|------|----|----|
| | | | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| ⑤ 車いす貸出事業の実施 | 車いすを貸与することにより、日常生活の便宜を図り福祉の増進に資することを目的に、介護や通院などで車いすを必要とする住民に、一時的に無料で貸し出しをします。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑥ 福祉車両貸出事業の実施 | 外出困難な障がい者(児)及び高齢者等の移動手段に福祉車両を利用することで、生活圏の拡大及び社会参加の促進を図ることを目的に、無料で福祉車両を貸し出しをします。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑦ 住民参加型在宅福祉サービスの仕組みづくりの検討 | 住民の新たなニーズに対応するため、住民参加の有料による「住民参加型在宅福祉サービス」の仕組みづくりを検討します。 | 単独新規 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑧ 食の自立支援サービス事業(再掲) | 食事の調理の困難なひとり暮らしの高齢者の方等に栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行います。 | 受託継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑨ 外出支援サービス事業 | 移送車両により、利用者の日常生活における外出手段の確保と利便性の向上を図り、行動範囲の拡大を推進することを目的に、通院や買い物などに対し支援をします。 | 受託継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑩ 布団洗濯乾燥サービス事業 | 身体的、環境的に布団乾燥が困難な方に、布団の洗濯乾燥サービスを提供し、保健衛生に配慮した日常生活を支援することを目的に、布団などの洗濯乾燥サービスを行います。 | 受託継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑪ 軽度生活援助事業 | 軽易な日常生活上の支援を必要とする方に、掃除、洗濯、調理、買い物等の家事援助を行い、自立した日常生活の継続と要介護状態への進行防止を図ることを目的に、家事援助の支援を行います。 | 受託継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑫ 除雪サービス事業(忠類地区)※ | 忠類地区にお住まいの高齢者に対して、積雪が多く除排雪が困難な場合に、冬季間の生活及び緊急時に支障をきたさないように住宅の前の通路等を除雪し生活道路の確保を行います。 | 受託継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |

※⑫忠類地区の除雪サービスは、就労センターの会員不足により、平成26年度で廃止とする。

2 高齢者や障がい者等の生きがい対策と社会参加の促進

誰もが住みなれた地域で自分らしく安心して暮らせるよう、やさしさと温もりのある福祉のまちづくりを目指した積極的な取り組みが必要であり、生きがいや楽しみを持ちつづけ活気に満ちた生活を送ることにより「引きこもり」をなくし、地域内活動への参加が図られるよう、高齢者や障がい者等の生きがい対策と社会参加の促進に努めます。

| 実践項目・事業名 | 事業内容 | 事業区分 | 年次計画 | | | | | 追加計画 | | |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|----|----|----|----|------|----|----|
| | | | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| ① 高齢者就労センター事業の実施 | 高齢者の方が長年にわたって培ってきた知識や技術を地域社会に還元していただくために、臨時的で短期的な仕事を、希望される高齢者の方に提供します。 | 補助継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ② ふれあい広場への参画・協力 | 障がい者(児)と地域住民の交流の機会を拡大することを通して、障がい者の社会参加を促進し、併せてノーマライゼーションの普及を図ることを目的に、障がい者団体連絡協議会などで組織する実行委員会が開催する「ふれあい広場」に参画するとともに、企画運営に協力します。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

| 実践項目・事業名 | 事業内容 | 事業区分 | 年次計画 | | | | | 追加計画 | | |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------|----|----|----|----|------|----|----|
| | | | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| ③ 社協会長杯ゲートボール大会の開催 | スポーツを通じて体力の向上、ゲートボール愛好者相互の交流を深め、生きがいと健康増進を高めるとともに、老人福祉の向上を図ることを目的に「社協会長杯ゲートボール大会」を開催します。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ④ ふれあいもちつき大会の開催（忠類地区） | 子どもやお年寄り、障がいをもつ人たちが一堂に会し、「もちつき」を通していろいろな世代との交流を通し心をつなぐ場として、また、「福祉への気づき」の契機となることを願い「ふれあいもちつき大会」を開催します。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑤ 母子・父子クリスマスプレゼント事業の実施（忠類地区） | 母子・父子世帯にクリスマスプレゼントを贈り、明るく楽しいクリスマスを過ごしていただくために、母子・父子クリスマスプレゼント事業を実施します。なお、合併から10年経過後に事業の廃止も含めて見直しをします。 | 単独見直し | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| ⑥ 子ども「夏祭り」支援事業の実施（忠類地区） | 保育所保護者会が中心となって開催する、花火大会や盆踊り、模擬店などの「子ども夏祭り」に対し、支援をします。なお、社協事業から実行委員会への補助など、支援の方法については見直しをします。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑦ いきいきエンジョイ教室の開催（再掲） | 家に閉じこもりがちな方を対象に、近隣の公共施設に参集していただき、参加者の希望に応じて健康体操や趣味活動等を行ない、地域との連携の中で高齢者の社会参加を促進します。 | 受託継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑧ 陶芸教室の開催 | 家に閉じこもりがちな方で陶芸の初心者の方を対象に、保健福祉センターに参集していただき、陶芸家を招いて、陶芸作品を作製します。 | 受託継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑨ 昼食交流会の開催（忠類地区・再掲） | 家に閉じこもりがちな方を対象に、ふれあいセンター福寿に参集していただき、ボランティアの方たちが作る昼食やゲームなどで交流を行い、地域との連携の中で高齢者の社会参加を促進します。 | 受託継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑩ バス遠足事業の実施（忠類地区） | 家に閉じこもりがちな方を対象に、管内の景勝地などを日帰りで訪れるバス遠足事業を実施します。 | 受託継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

3 地域での自立生活を促進する経済的支援

地域には、低所得者やひとり親家庭をはじめ様々な生活環境にある住民が暮らしています。また、経済状況の悪化により生活困窮などの生活課題を抱える人々が増加傾向にあります。こうした住民の生活課題を解決し、安心して自立した生活を送ることを支援するため、資金の貸付等による経済的支援と困窮世帯に対する相談支援の充実に努めます。

| 実践項目・事業名 | 事業内容 | 事業区分 | 年次計画 | | | | | 追加計画 | | |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|----|----|----|----|------|----|----|
| | | | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| ① 福祉金庫貸付事業の実施 | 低所得世帯に対し、災害、疾病、就学、葬祭などの緊急不時の出費を要する応急資金の貸付を行うことにより、経済的自立と福祉の増進を図ることを目的に、5万円を限度に無利子で貸付を行います。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

| 実践項目・事業名 | 事業内容 | 事業区分 | 年次計画 | | | | | 追加計画 | | |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|----|----|----|----|------|----|----|
| | | | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| ② 生活福祉資金貸付事業の促進 | 厚生労働省の要綱に基づき、道社協が実施している生活福祉資金等の貸付事業を受託し、一時的に生活に困窮している要援護者や離職者の自立支援を図るため、町や民生委員児童委員と連携を図りながら、制度の周知、相談対応、貸付支援等を行います。 | 受託継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ③ 歳末見舞金事業の実施 | 歳末たすけあい募金を原資として、ひとり暮らし老人世帯、母子・父子世帯、重度心身障がい者（児）のいる世帯等で低所得世帯に属する方を対象に、歳末における恵まれない方を激励するために見舞金を贈ります。なお、歳末見舞金事業のあり方については、引き続き検討していきます。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ④ 歳末在宅福祉サービス事業の実施 | 歳末たすけあい運動に寄せられた募金の配分金により、歳末時期又は歳末時期を含む冬期間に、老人世帯や母子・父子家庭、障がい者世帯等で低所得世帯を対象に、歳末在宅福祉サービス事業を実施します。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

4 総合相談機能強化による潜在的ニーズ把握と対応

地域には、福祉課題や生活課題などを抱えて暮らしている人々がいます。地域住民が安心して生活できるよう相談窓口を通して問題解決に向けた対応を行い、必要に応じて関係専門機関の紹介などを行います。

また、個別の相談に対して親身になった対応に心がけ、関係機関と連携をしながら問題解決を図り、総合的な相談・支援体制の充実に努めます。

| 実践項目・事業名 | 事業内容 | 事業区分 | 年次計画 | | | | | 追加計画 | | |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|------|----|----|----|----|------|----|----|
| | | | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| ① 総合相談・心配ごと相談事業の実施 | 日常営活を送る上で抱える様々な不安や課題に対する相談に応じ、適切な助言援助を行います。また、個別の相談に対して親身になった対応に心がけ、関係機関と連携しながら問題解決を図ります。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ② 日常生活自立支援事業の推進(再掲)※ | 認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な人の権利を擁護し、福祉サービスの利用援助、日常生活の相談や金銭管理などの援助を行うことで、安心して生活できるよう支援します。 | 単独新規 受託新規 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ③ お元気ですか訪問(再掲) | 家に閉じこもりがちな、ひとり暮らしの高齢者に対し、顔を合わせて話をする「交流」の機会を確保していくために、自宅を訪問し、日常会話を交わしながら高齢者の孤独感の解消を図ります。 | 受託継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ④ 高齢者等虐待事例の相談支援 | 近年の社会問題であります高齢者等への虐待事例について、関係機関と連携しながら相談支援に努めます。 | 単独新規 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑤ 振り込め詐欺、消費者被害防止の啓蒙 | 高齢者や障がい者などを対象にした振り込め詐欺や消費者問題に対する被害防止のため、社協だよりなどを活用した啓蒙を行います。 | 単独新規 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

※②日常生活自立支援事業は、平成26年度から道社協委託事業として実施する。

5 介護保険サービス等の質と量の確保

高齢者や障害者が住みなれた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活が営めるよう、介護保険や障がい者自立支援などのサービスの提供を行います。

事業の実施にあたっては、介護保険事業等の経営安定を図るとともに、介護職員等の処遇改善の実施などによる人材の確保と介護職員等の資質の向上を図り、質の高いサービスの提供に努めます。

| 実践項目・事業名 | 事業内容 | 事業区分 | 年次計画 | | | | | 追加計画 | | |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|----|----|----|----|------|----|----|
| | | | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| ① 介護保険法による通所介護事業・介護予防通所介護事業の実施※ | 介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的に、利用者に通所介護サービス及び介護予防通所介護サービスを提供します。また、サービスの利用時間については、引き続き検討していきます。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ② 障害者自立支援法による基準該当通所事業の実施 | 障害者自立支援法令に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的に、利用者に基準該当通所サービスを提供します。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ③ 介護保険法による居宅介護支援事業の実施 | 介護保険法令に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的に、利用者に居宅介護支援サービスを提供します。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ④ 忠類デイサービス事業※ | 町からの受託事業として、介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的に、利用者に通所介護サービス及び介護予防通所介護サービスを提供します。 | 受託継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |

※①通所介護事業は、利用者ニーズの多様化とサービス事業所の増加等により、稼働率が減少していることから、平成27年度から平日の利用者定員を、28名から25名に変更する。

※④忠類デイサービス事業は、平成27年度以降、幕別真幸協会が直営で実施するため除外する。

基本計画3 地域づくりを主体的に担う人づくり

1 ボランティアセンター機能の充実強化

地域での支えあい、助けあいの力を高めていくためには、地域や福祉の活動に主体的に参加する地域住民を拡大していくことが必要であり、ボランティアセンターの担う役割がますます重要になっています。

そのためには、ボランティアに対する情報の収集と発信を行い、各関係団体との連携を強化し、ボランティアセンター機能の充実強化に努めます。

| 実践項目・事業名 | 事業内容 | 事業区分 | 年次計画 | | | | | 追加計画 | | |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|----|----|----|----|------|----|----|
| | | | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| ① ボランティアセンター機能の充実強化※ | 職員体制の充実や運営委員会の活性化と関係機関との連携強化を図るとともに、ボランティアに対する情報の収集と発信を行い、誰でも気軽にボランティア活動に参加できる環境づくりを目指し、ボランティアセンターの充実強化に努めます。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

※①情報交換と交流の場として、幕別地区と札内地区にボランティアルーム(仮称)を開設する。

| 実践項目・事業名 | 事業内容 | 事業区分 | 年次計画 | | | | | 追加計画 | | |
|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|----|----|----|----|------|----|----|
| | | | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| ② ボランティアコーディネーター事業の推進 | ボランティア活動の推進役として、ボランティア活動希望者とボランティアの支援を求める者との調整活動を行ない、ボランティア活動のしやすい環境整備を図るために、ボランティアセンターにボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアの需給調整や相談業務、情報の収集・提供などを行います。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ③ ボランティア養成研修事業の推進 | 地域において、地域住民やボランティアなどの協力による福祉活動が求められており、潜在化している人材の発掘やボランティア活動へのきっかけづくりなど、ボランティア活動の輪を広げられるようボランティア交流研修会やボランティアスクールなどの養成研修事業を推進します。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ④ ボランティアだよりの発行 | ボランティアだよりの定期的発行により、住民に対しボランティアの募集や研修会の開催などボランティアに関する情報を提供し、ボランティアセンターの周知とボランティア活動の理解と協力を促進します。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑤ ボランティア活動助成事業の推進 | 個人ボランティアに対し、安心してボランティア活動ができるようボランティア保険掛金の助成を行い、個人ボランティアの養成を推進します。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑥ ボランティア連絡会議の開催 | 社協登録のボランティア団体並びに個人ボランティアを対象に情報交換や交流を図ることにより、ボランティアとボランティアセンター並びにボランティア相互の連携を強化し、さらなるボランティア活動を推進するため、ボランティア連絡会議を開催します。 | 単独新規 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑦ 災害時支援ボランティアの育成と登録(再掲) | 町や日本赤十字社などの関係機関と連携をし、災害時支援ボランティアの育成と登録の促進を図ります。 | 単独新規 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑧ 災害時ボランティア活動体制の仕組みづくりの推進(再掲) | 災害ボランティアセンターの設置時の組織・機能の検討や設置・運営マニュアルの作成などボランティア活動体制の仕組みづくりを推進します。 | 単独新規 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑨ おもちゃの病院への協力 | 毎月第1・第3土曜日に百年記念ホールにて開院する「おもちゃの病院」に協力します。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

2 小中高生を対象とした福祉教育の推進

子どもたちが高齢者や障がいのある方など、生活ニーズのある多くの地域住民との出会いふれあいの中からその生活課題を自分のこととして共有し、解決する方法を自ら導き出す「共に生きる力を育む」ことが大切であり、学校や福祉関係者との連携のもとに、多くの子供たちに障がいのある方や高齢者の暮らしや地域の福祉課題・生活について学ぶ機会を提供するとともに、ボランティア体験学習やボランティア活動に参加することにより、「福祉の心」を育てる福祉教育の推進に努めます。

| 実践項目・事業名 | 事業内容 | 事業区分 | 年次計画 | | | | | 追加計画 | | |
|---------------|----------------------------------------------|------|------|----|----|----|----|------|----|----|
| | | | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| ① 福祉教育育成事業の推進 | 町内の小・中・高校に対し、ボランティア活動普及事業を対象に福祉教育の活動費を助成します。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

| 実践項目・事業名 | 事業内容 | 事業区分 | 年次計画 | | | | | 追加計画 | | |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------|------|------|----|----|----|----|------|----|----|
| | | | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| ② ボランティアスクールの開催 | 小・中学生及び高校生を対象として、日常生活では学びにくいボランティアへの理解や福祉への関心を高めるきっかけづくりとして、ボランティアスクールを開催します。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ③ リングブル回収運動による福祉教育の推進 | 小中学生を中心とした住民に、車いすとの交換のためのリングブル回収運動による福祉教育の推進と分別のためのボランティア活動の参加を促します。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

3 住民主体の地域福祉活動を担うリーダーの育成

地域福祉活動は、支援を必要としている人だけのものではなく、お互いに支えあい、助けあうことによって、誰もが安心して暮らせるための地域づくりにつながることを地域に住むすべての人が認識し、新たな支えあいの仕組みを理解することが必要となっています。

住民主体の地域福祉活動を推進するため、その活動を担うリーダーの育成に努めます。

| 実践項目・事業名 | 事業内容 | 事業区分 | 年次計画 | | | | | 追加計画 | | |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|----|----|----|----|------|----|----|
| | | | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| ① 地域福祉活動リーダー研修会の開催 | 地域福祉活動を推進していくための推進役となるリーダーの育成を図るため、研修会を開催します。 | 単独新規 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ② ボランティア養成研修事業の推進（再掲） | 地域において、地域住民やボランティアなどの協力による福祉活動が求められており、潜在化している人材の発掘やボランティア活動へのきっかけづくりなど、ボランティア活動の輪を広げられるようボランティア交流研修会やボランティアスクールなどの養成研修事業を推進します。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ③ 住民による「地域サロン」の推進（再掲） | 地域において住民やボランティアが主体となって自主的に運営し、地域で生活している方々がふれあいを通し仲間づくりの輪を広げ、生きがいづくりや社会参加を促進する拠点づくりを目的に実施する「地域サロン」に対し、運営費の助成などの支援をするとともに、地域サロンの普及促進に係る啓蒙普及やボランティア等の人材育成のための研修会の開催など、「地域サロン事業」の普及促進に努めます。 | 補助新規 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

4 福祉関係団体に対する協力・支援

地域に根ざした相互援助社会の構築に向け、高齢者、障がい者等の支援を目的とした地域における在宅福祉活動の推進を図るといった民間福祉活動の原則に従い、各福祉団体への助成、支援を通じて、地域福祉活動の充実と向上に努めます。

また、共同募金は、地域福祉活動の貴重な財源となることから、共同募金委員会との連携を図り、共同募金、歳末助けあい運動の趣旨啓蒙と募金活動等の事業への協力をします。

| 実践項目・事業名 | 事業内容 | 事業区分 | 年次計画 | | | | | 追加計画 | | |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------|------|------|----|----|----|----|------|----|----|
| | | | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| ① 地域福祉活動支援事業（団体への助成）の推進 | 地域福祉活動の振興を図るため、住みよい地域社会の創造や地域の特性を生かした地域福祉の活動に対して助成を行います。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ② 福祉関係団体に対する協力・支援 | 老人クラブ連合会主催の「シルバーふれ愛まつり」など、各福祉関係団体の主要行事への協力のほか、一部団体の会費徴収への協力などの支援を行います。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ③ 共同募金委員会事務局の運営 | 共同募金委員会事務局の運営を担うことにより、共同募金、歳末助けあい運動の趣旨啓蒙と募金活動事業への協力をします。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

基本計画4 課題に柔軟に対応し、解決していくための組織づくり

1 地域に理解される社協づくりの推進

社会福祉協議会は、公益性の高い非営利の福祉団体として、また、地域福祉を推進するための中心的な団体として位置付けられており、住民の福祉意識の高揚を図り、活発な活動に結び付けていくための重要な役割を担っていますが、住民の認知度が低いことから、住民の参加を積極的に進め、地域に根ざした事業を展開するとともに社会福祉協議会の周知と福祉情報の提供に努め、地域に理解される社協づくりを推進します。

| 実践項目・事業名 | 事業内容 | 事業区分 | 年次計画 | | | | | 追加計画 | | |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|------|------|----|----|----|----|------|----|----|
| | | | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| ① 広報事業の充実強化 | 社協だよりの充実強化やホームページ作成の検討及び社協紹介パンフレット作成のほか、報道機関への積極的な対応と情報提供等により、地域住民の社協への理解を深めます。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ② 社会福祉大会の開催と顕彰の実施 | 地域福祉の推進に貢献された方々に感謝の意を表するために顕彰を行うとともに、福祉関係者が一堂に会し、地域福祉の現状をみつめ、あり方を考えることを目的に社会福祉大会を開催します。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ③ 個人情報保護の徹底 | 社協活動の中で取り扱う個人情報について、個人情報保護規程に基づき管理の徹底を図るとともに、職員の意識向上に努めます。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ④ 苦情解決処理体制の充実 | 利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決処理マニュアルの整備など苦情解決処理体制の充実を図ります。 | 単独新規 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑤ 地域ふれあい用具貸出事業の実施※ | 公区や町内で活動している団体を対象に地域福祉活動や地域交流活動を支援するため、レクリエーション用具等の貸し出しを行います。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑥ ふれあい出前講座の実施※ | 各種団体等の要望に応じて、担当職員が地域に出向き、社協の事業内容等について説明します。 | 単独新規 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑦ イメージキャラクターの作成※ | 社協の存在を身近に感じてもらうため、幕別社協のイメージキャラクターを作成し、小中学生等から愛称の募集を行うとともに、イベントや広報活動に活用します。 | 単独新規 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

※⑤レクリエーション用具に加え、新たにイベント用品の充実を図り、餅つきセット、綿菓子機、かき氷機、ポップコーン機等の貸出しを行う。

※⑥と⑦の実践項目を追加する。

2 地域福祉の中核組織にふさわしい組織体制の確立

社会福祉協議会は、住民及び関係団体と連携・協働し、誰もが安心して幸せに暮らすことができる地域づくりを推進することを使命としており、住民参加と協働を基軸としながら積極的な地域福祉活動を推進するとともに、社会福祉協議会をめぐる経営環境の変化に的確に対応していくために、地域福祉の中核組織にふさわしい組織体制の確立を図ります。

| 実践項目・事業名 | 事業内容 | 事業区分 | 年次計画 | | | | | 追加計画 | | |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|------|------|----|----|----|----|------|----|----|
| | | | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| ① 理事会・専門部会の機能強化 | 理事の担当（総務部会、事業部会）及び正副会長の役割分担を明確にし、理事の執行部としての機能強化に務めます。また、専門部会に地域福祉実践計画の進行管理の機能を付加します。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ② 評議員会の活性化 | 評議員が地域や団体の代表であるとの位置づけを明確にし、地域の総意を反映できる評議員会となるよう務めます。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ③ 事務局体制の整備 | 業務量に応じた職員配置と人事異動等による事務局の活性化を図ります。また、町からの派遣職員について町とプロパー化について協議をします。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ④ 効率的な事務処理体制の整備 | 効率的な事務処理を行うため、定期的な事務事業評価や事務分掌の見直しを行うとともに、事務処理マニュアルの作成について検討します。 | 単独新規 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑤ 財務会計システムの更新※ | 新会計基準に対応するため、財務会計システムの更新と経理規程の全面改正を行い、事業の効率性と事業活動の透明化を推進します。 | 単独新規 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑥ 本所・支所の情報共有システムの強化※ | 組織内のコンピュータネットワークを活用したグループウェアの導入・構築によって、情報の共有化とコミュニケーションの効率化を図ります。 | 単独新規 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

※⑤と⑥の実践項目を追加する。

3 健全な財務運営と財源の安定的確保

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な組織としての組織基盤の充実が求められていることから、安定運営に資する自主財源確保のため、会員会費制度の理解促進と共同募金などの募金活動支援の強化を図るとともに介護保険事業等の経営の安定化に務めます。

| 実践項目・事業名 | 事業内容 | 事業区分 | 年次計画 | | | | | 追加計画 | | |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------|------|----|----|----|----|------|----|----|
| | | | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| ① 会員会費制度の理解促進と加入率向上の推進 | 地域福祉の重要性や社協事業の理解を得ながら、会員会費制度の理解促進と加入率向上の推進に努めます。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ② 共同募金委員会との連携による共同募金制度の理解促進 | 共同募金は、地域福祉を推進するうえで貴重な財源となることから、共同募金委員会と連携を図り、共同募金、歳末たすけあい運動の趣旨啓蒙など共同募金制度の理解促進に努めます。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ③ 中長期的な財政計画の検討と公費財源のルール化 | 中長期的な財政計画の検討と公費財源のルール化を図り、事業の計画的執行と基金の計画的運用による安定的な財政運営に努めます。 | 単独新規 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ④ 介護保険事業の健全な運営による事業収益の活用 | 介護保険事業の健全な運営と経営安定化基金の計画的運用を図り、事業収益の一部を地域福祉の推進に活用します。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

| 実践項目・事業名 | 事業内容 | 事業区分 | 年次計画 | | | | | 追加計画 | | |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|----|----|----|----|------|----|----|
| | | | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| ⑤ 自動販売機手数料収入の確保 | 町内の公共施設等に設置している自動販売機の管理による手数料収入は、社協の貴重な自主財源であることから、今後も手数料収入の確保に努めます。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑥ 社協理解促進による寄付金の確保 | 地域福祉活動の推進や社協活動の理解促進により社協が住民にとって身近な存在になるよう務めるとともに住民がいつでも気軽に寄付ができるよう寄付金の使途や税制上の優遇措置のPRに努めます。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑦ 助成制度を活用した事業の実施 | 社協の基盤整備や地域福祉の推進にあたって、道社協や国の補助金などの助成制度を積極的に活用できるように、長期展望に立った計画的な事業運営に努めます。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑧ 新たな自主財源の確保策の検討 | 寄付金付き自動販売機の設置やチャリティイベントの開催など、新たな自主財源の確保策について検討します。 | 単独新規 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

4 行政とのパートナーシップの強化

福祉に対する住民ニーズも複雑化・多様化し、公的福祉だけでは解決が難しく、住民同士が協力し合い、それぞれの地域で助けあいそして支えあい、様々な課題に取り組んでいくことが重要となっています。

地域の多様な福祉課題を解決し、活力ある福祉のまちづくりのため、行政とのパートナーシップの強化に努めます。

| 実践項目・事業名 | 事業内容 | 事業区分 | 年次計画 | | | | | 年次計画 | | |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------|------|------|----|----|----|----|------|----|----|
| | | | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| ① 地域福祉計画等行政計画との連携 | 地域福祉実践計画の策定において、地域福祉計画との整合性を図るとともに関係課と協議を進め、地域福祉計画をはじめとする行政計画と一体化となるよう努めます | 単独新規 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ② 町理事者と社協三役の懇談会の開催 | 町理事者と社協三役の懇談会を開催し、地域福祉を進める町と社協の役割などについて、相互理解を深めます。 | 単独新規 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ③ 行政職員のオブザーバーとしての理事会への参画※ | 行政職員にオブザーバーとして理事会へ参画していただき、社協と町の相互理解を促進するとともに行政との連携の強化を図ります。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ④ 民生委員・児童委員との連携強化※ | 民生委員・児童委員協議会が毎月開催する定例会に事務局長がオブザーバーとして出席し、情報交換と連携強化に努めます。 | 単独新規 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

※③平成23年3月から、民生部長にオブザーバーとして理事会へ出席いただいていたが、平成27年4月の役員改選時からは、学識経験者の区分により理事として参画していただく。

※④の実践項目を追加する。

5 役職員の資質向上と法令遵守の徹底

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核組織として、その公共的・公益的使命を発揮し、地域の多様な組織と連携して福祉のまちづくりを進めるのにふさわしい組織として、地域住民、関係団体、行政からも信頼を得て、期待される社会的責任を果たすことが強く求められおり、法令遵守や組織統制、説明責任などを基礎として、地域に信頼される社協づくりを目指します。

| 実践項目・事業名 | 事業内容 | 事業区分 | 年次計画 | | | | | 追加計画 | | |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|----|----|----|----|------|----|----|
| | | | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| ① 役職員の計画的研修の実施 | 職員の資質向上と意識改革のため、職場内研修を実施するほか、外部研修への積極的参加を促進します。また、役員を対象とした内部研修の実施や情報交換の場の設定のほか、外部研修の参加を呼びかけます。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ② 資格取得促進による専門職の確保と養成 | 職員の専門性を高め、質の高いサービスが提供できるよう、資格取得を促進するとともにその支援制度を検討します。また、職員の採用にあたっては専門職の採用に努めます。 | 単独新規 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ③ 介護職員等の処遇改善による人材の確保 | 介護職員等に対する資格別・経験年数別賃金体系や資格手当、年末一時金の支給などの処遇改善を継続実施し、人材の確保に努めます。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ④ 法令遵守の徹底とリスクマネジメントの推進※ | 社会的責任と公的使命を認識し、不正防止や責任体制の確立に努め、あらゆる経営的リスクについて最小限にするよう努めます。 | 単独継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

※④法人運営の透明性を確保する観点から、公認会計士等による外部監査の活用を図る。